

議案第20号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月21日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年
佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農地利用最適化推進委員の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|-----------|--|
| 鳥獣被害対策実施隊員 | 日額 6,000円 | ただし、鳥獣被害対策実施隊員として従事した時間が4時間に満たない場合は、当該日額に2分の1を乗じた額とする。 |
|------------|-----------|--|

別表第1 保育園医の項中「0歳児保育の内科医」を「医師」に、

「

| | |
|-----|---------------------------------|
| その他 | 年額 79,000円 1回につき 5,000円加算 |
|-----|---------------------------------|

」を

「

| | |
|------|------------|
| 歯科医師 | 年額 84,000円 |
|------|------------|

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。